

四日市市興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第14号

四日市市興行場法施行条例の一部を改正する条例

四日市市興行場法施行条例（平成24年四日市市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 興行場の<u>喫煙場所の構造設備の基準</u> <u>喫煙室を設ける場合は、次により設けること。</u></p> <p>(1) <u>喫煙しない者に配慮し、興行場の出入口から極力離して設置されていること。</u></p> <p>(2) <u>たばこの煙が喫煙室の外に流れ出ない構造（壁、天井等（建物に固定された壁、天井、ガラス窓等、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいう。）によって区画（出入口を除いた場所において、たばこの煙が流出しないよう壁等により床面から天井まで仕切られていることをいう。）され、たばこの煙を屋外の場所に排気する等、興行場の喫煙室以外の場所への煙の排出を防止する措置がなされているものをいう。）を有していること。</u></p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 興行場の<u>喫煙所の設置基準</u></p> <p>(1) <u>各階には、少なくとも喫煙所を1箇所以上設けること。ただし、場内でも喫煙を禁止し、その旨を場内の適当な所に掲示する場所にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>喫煙所の床面積は、観覧室の床面積100平方メートル以下ごとに5平方メートル以上の広さを有すること。</u></p>

5 興行場の空気環境に係る構造設備の基準

(1) (略)

(2) 場内の機械換気設備及び空気調和設備は、次により設けること。

ア 場内に設けられた観覧室、調理室、便所及び食堂に係る機械換気設備又は空気調和設備は、それぞれ専用又は独立の系統であること。また、調理室及び喫煙室にあっては、汚染空気を直接興行場外に排出できるように局所排気装置を設けること。

イ (略)

6 (略)

7 興行場の便所の構造設備の基準

(1)から(6)まで (略)

(7) 場内の便所の便器の数は、次により設けること。

ア 男性用便器及び女性用便器の数は、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。

イ及びウ (略)

(8)及び(9) (略)

5 興行場の空気環境に係る構造設備の基準

(1) (略)

(2) 場内の機械換気設備及び空気調和設備は、次により設けること。

ア 場内に設けられた観覧室、調理室、便所及び食堂に係る機械換気設備又は空気調和設備は、それぞれ専用又は独立の系統であること。また、調理室及び喫煙所にあっては、汚染空気を直接興行場外に排出できるように局所排気装置を設けること。

イ (略)

6 (略)

7 興行場の便所の構造設備の基準

(1)から(6)まで (略)

(7) 場内の便所の便器の数は、次により設けること。

ア 男性用便器及び女性用便器の数は、原則として同じであること。ただし、興行場の業種、規模又は用途により男性用又は女性用の便器数の割合を適宜変えることができる。

イ及びウ (略)

(8)及び(9) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市興行場法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる許可申請から適用し、同日前になされた許可申請については、なお従前の例による。

(健康福祉部衛生指導課)